

I 農福連携等が実現を図る社会

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを出し、社会参画を実現する取組

農福連携の更なる推進には、「知られていない」「踏み出しにくい」「広がっていない」といった課題に加えて、地域ごとの状況(農繁閑期の農業と福祉の需給ギャップ等)に応じたマッチング等の現場で生じている課題に的確に対応していく必要

地域に生きる一人ひとりの社会参画を図るため、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の社会的に支援が必要な者にも対象を広げ、また、林業、水産業と福祉の連携に広げていくことも重要

農福連携等を通じて、全ての人が地域で暮らし、多様な形で社会に参画し、生きる力や可能性を最大限に発揮できる地域共生社会の実現に貢献

改正食料・農業・農村基本法に農福連携が位置づけられたことも踏まえ、本ビジョンに掲げられた取組を官民挙げて実践

II 農福連携等の意義

1 社会的に支援が必要な者にとっての意義

- ・個々の特性に合った農作業により、賃金・工賃の向上、職業能力の開発・向上等も期待でき、社会的に支援が必要な者の就労・社会参画支援や立ち直り支援に貢献
- ・コロナ禍を通じて、孤独・孤立や生活困窮の問題に直面する者の存在が浮き彫りとなる中で、地域全体で働きづらさや生きづらさを感じている者を支援することが必要

2 農業経営体等と農村にとっての意義

- ・今後、農村地域で人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中で、多様な人々の活躍を通じた地域農業の振興や地域共同活動の継続が重要
- ・農作業の見える化・標準化や働き手の確保による農業経営へのプラス効果が期待

3 企業や消費者にとっての意義

- ・農福連携等の商品の販売・消費等を通じた企業価値の向上や新たな需要の創出

III 農福連携等の現状と課題

①認知度の向上②取組のきっかけと定着③取組の拡大と成長の分野ごとに取り組んできたが、以下の課題への対応が必要

- ・農福連携等に関する地域ごとの課題を地域内で共有・相談・解決できる場の創出
- ・障害者等が働きやすいソフト・ハードの環境整備
- ・農業の担い手や新規就農者の農福連携等に取り組む意欲の喚起
- ・企業、消費者などターゲット別のプロモーション
- ・地域内外の多様な連携により、販路の開拓や付加価値の向上
- ・地方公共団体、農業団体、福祉団体、経済団体等の協力促進

IV 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

※ 令和12(2030)年度までの目標

農福連携等に取り組む主体数を12,000以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とすることを目標とする※

1 地域で広げる～点的な取組から地域への広がりへ～

○ 地域単位での仕組みづくり

- ・都道府県段階での農業と福祉のマッチングを支援
- ・関係省庁が連携して、地域協議会や伴走型コーディネーターによる支援などの活動を通じて、地域単位での農福連携の推進体制づくりを後押し

○ 障害者等が働きやすい環境の整備

- ・生産施設等の整備、障害者等の農業技術の習得等を支援
- ・農業法人等への障害者の就職等の推進と実践的な研修の推進
- ・障害者の作業をサポートするスマート農業技術等の活用

○ 地域における多様な連携の推進や専門人材の育成と活躍の場の確保

- ・ノウフクJASの認証取得を推進
- ・障害者就労施設等と企業との連携によるノウフク商品のブランド化
- ・福祉事業所や障害者等の地域共同活動への参画促進に向けた事例収集・横展開
- ・マッチングを行うコーディネーターや農福連携技術支援者等の育成と活動支援

2 未来に広げる～未来の担い手の育成と新たな価値の発信～

○ 農福連携等の強みの発信と未来の担い手の育成

- ・農業の担い手に対するセミナー等を通じて、農福連携等の意義や効果を普及
- ・特別支援学校における実技・実習に農業者が協力・支援を行うよう働きかけ

○ 新たな価値の発信とユニバーサルな取組への進化

- ・11月29日を「ノウフクの日」に設定し、関係団体・企業等が連携した普及啓発を推進
- ・農福連携等応援コンソーシアム会員が連携して商品開発等を行う仕組みを構築
- ・エシカル消費に関心のある若年層向けにSNS等による情報発信

3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

○ ユニバーサル農園※の普及・拡大

※ 世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園

- ・ユニバーサル農園の事例やノウハウを取りまとめた普及
- ・農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や施設等の整備を支援

○ 社会的に支援が必要な者の農福連携等への参画の推進

- ・ハローワーク等の関係機関が連携し、農業分野での障害者等の雇用を促進
- ・犯罪をした者等の就農意欲喚起等に向けた農業実習等を推進

○ 林福連携・水福連携の推進

- ・林業及び水産業において、傾斜地、海上等の特殊な環境での作業もあることにも留意しつつ、マッチング、研修の促進、経営発展を目指す取組の推進

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)に基づく施策の推進方向について

中国四国農政局
都市農村交流課

- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。



詳しくは
こちらへ

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

未来に広げる

絆を広げる

- 地域協議会や伴走型コーディネーターの活動を通じて、地域単位の推進体制づくりを後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で農業と福祉をつなぐ専門人材の育成
- 農業の担い手や農業高校の生徒等への普及
- 特別支援学校の実技・実習要望に対する農業者による協力・支援
- ノウフクの日(11月29日)等による企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開
- 社会的に支援が必要な人たちの農業での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としてのユニバーサル農園の拡大
- 林福・水福連携の推進

● 地域協議会の体制イメージ

都道府県振興局、市町村、農業・福祉関係者、教育機関等が参画

● 地域協議会で想定される取組

- ・ 農業と福祉のネットワークづくり (交流会、体験会等)
- ・ 地域内の農福連携のルールづくり (作業単価の設定等)
- ・ マッチングや農業実習の受入れ
- ・ 事業者間で共同した販路開拓 等



恵庭市農福連携ネットワーク(北海道)



大隅半島ノウフクコンソーシアム(鹿児島県)

● ユニバーサル農園とは

世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場



NPO法人土と風の舎
こえどファーム(埼玉県)

農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI

2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする

ユニバーサル農園について

- 「ユニバーサル農園」は、子どもから高齢者までの世代や障害の有無を超えた多様な者を対象として、農業体験活動を通じた交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、多様な社会的課題の解決につながる場。

※「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」より

ユニバーサル農園が目指すもの

- 対象者**
- 障害者
 - 生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者
 - 子どもから高齢者まで



- 取組例**
- 市民農園をユニバーサル農園として利用※
※市民農園のより多様な者の利用を促すため、地域の高齢者や障害者が優先的に利用できる区画を設けることが可能
 - 農業、福祉、教育等の様々な関係者が連携して、就労支援、健康づくり、介護予防、メンタルケア等を実施
 - 高齢者が農作業等を通じて、運動機能低下、閉じこもり等の予防を図るなど、地域で交流し生き生きと活動できる場づくりを提供
 - 生活困窮者に対して、農業等を知る機会を提供するとともに、農業法人等で就労等に向けた就労訓練を実施
 - 障害者の生涯にわたる学びの場として、農業体験等を実施

多様な社会的課題の解決

- 障害者等の雇用・就労に向けた機会の提供又は高齢者の生きがいの創出等を目的に実施する場合には、農山漁村振興交付金において、生産施設、休憩所、トイレ等の整備等への支援が可能

取組事例

杉並区農福連携農園「すぎのこ農園」(東京都杉並区)

- 令和3年に開設。区画の一部が地域の障害者施設や保育園等の団体向けに貸し出され、障害者等の生きがい創出や健康増進、自然体験などに活用
- 農園内には、車いすも通れる広い通路やレイズドベッド※を設けるなど、バリアフリーにも配慮 ※高床式の花壇
- 地域の障害者施設等と連携したマルシェの定期開催等により、障害者施設の利用者が社会参画する機会を創出



障害者による収穫体験の様子



NPO法人たかつき(大阪府高槻市)

- 平成19年に、デイサービスセンターを開所。隣接する農地を活用して、高齢者の健康維持や生きがいづくりを目的に園芸療法として農作業を実施
- レイズドベッドを活用し、利用者個人の区画を導入することで、利用者が主体的に農作業に取り組むことができ、身体機能の低下予防に貢献
- 地域の小学生向けの農作業体験を実施し、利用者と子どもたちとの交流を促すことで生きがいづくりに寄与



レイズドベッドを活用し農作業を実施

- 改正食料・農業・農村基本法(令和6年6月5日公布・施行)でも農福連携の推進が新たに位置づけられるなど、農林水産省としても、引き続き、農福連携等の推進に力を入れることとしている。

○食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)(抄)

(障害者等の農業に関する活動の環境整備)

第46条 国は、**障害者その他の社会生活上支援を必要とする者**の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて**農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策を講ずるものとする。**

○食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)(抄)

V 農村の振興

2 農村における所得の向上と雇用の創出(経済面)

(3)農福連携の推進

農福連携については、農業経営の発展とともに、障害者の社会参画を実現する取組であり、取組主体数は大きく増加している。今後、農村の人口減少・高齢化が急激に進行することが見込まれる中、障害者等が貴重な農業人材として活躍できるよう、取組の更なる拡大に向けた仕組みづくりと認知度の向上、障害者その他の社会生活上支援を必要とする者の社会参画とこれを通じた地域農業の振興が重要である。

このため、農業法人、社会福祉法人等による**障害者等の就労支援**、農福連携に関する**専門人材の育成**、**障害者等が働きやすい生産施設**、**障害に配慮したトイレや休憩施設**、**バリアフリー化の整備**などの支援を行う。また、市町村、農業や福祉の関係者等が参画し、農業経営体と障害者就労施設のマッチング等を行う**地域協議会の拡大**、ノウフクの日(11月29日)等による**企業・消費者も巻き込んだ取組の意義や効果の理解促進**、世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る**ユニバーサル農園の普及・拡大等を推進**する。

農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)におけるKPIについて

- 令和6年6月決定の「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」では、
 (1)農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上
 (2)地域協議会に参加する市町村数を200以上
 とする目標を新たに設定。
- 令和6年度末時点において把握した農福連携等に取り組む主体数は、8,277件。
 地域協議会に参加する市町村数は144。

(1)農福連携等に取り組む主体数

令和6年度末時点において把握した農福連携等の取組主体数

総計 ①+②+③=8,277件

①農林水産業経営体等による取組

(農林水産業経営体^{*1}・JA^{*1})

農林水産省・林野庁・水産庁・都道府県・JA全中・JA全農調べ

取り組んでいる農林水産業経営体等数

3,918

②障害者就労施設等による取組

(障害者就労施設(A型・B型)^{*2}・特例子会社^{*1})

厚生労働省・都道府県・農林水産政策研究所調べ

取り組んでいる障害者就労施設等数

4,019

③ユニバーサル農園等による取組

(ユニバーサル農園^{*1}・高齢者施設^{*1}・矯正施設^{*1}・更生保護施設等^{*1}・特別支援学校^{*2})

法務省・文部科学省・農林水産省・都道府県調べ

取り組んでいるユニバーサル農園等数

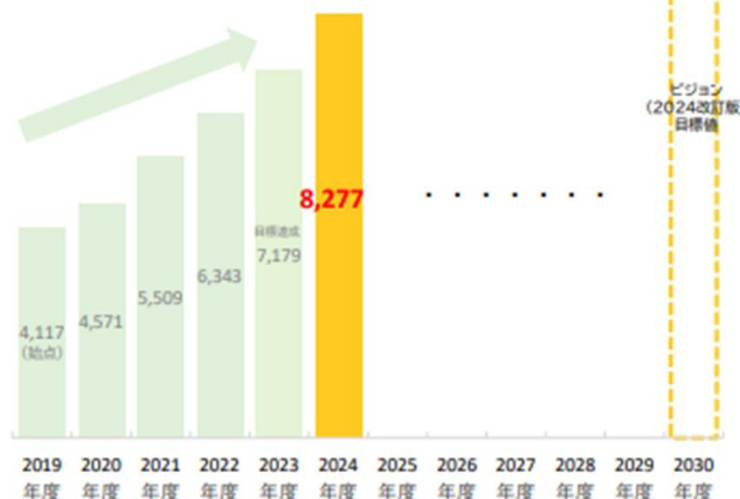
340

*1 令和6年度において取り組んでいた数

*2 令和5年度において取り組んでいた数

元年度ビジョンの目標
農福連携に取り組む主体数
+3000件(5年間)
(2024年度末で7,117件)

ビジョン(2024改訂版)の目標
農福連携等に取り組む主体数
12,000件(2030年度末)



(2)地域協議会に参加する市町村数

①地域協議会に参加する市町村数

農林水産省・都道府県調べ

地域協議会に参加する市町村数

144

令和6年度において参加していた数

ビジョン(2024改訂版)の目標
200市町村(2030年度末)

